

## 飯山市協働のもりづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化、高齢化等により森林の管理が困難となっている地域において森林整備を進めるため、予算の範囲内で交付金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 森林整備 森林の持つ多様な機能を回復させ、その保全を図るために行う事業をいう。

(2) 公共的団体 市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む構成員が3人以上の団体をいう。

(3) 下刈り活動 育成しようとする樹木以外の木を切り除く活動をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、区又は公共的団体とする。

(交付対象森林)

第4条 交付金の交付の対象となる森林(以下「交付対象森林」という。)は、集落に隣接する里山又は交付対象者が所有若しくは管理する森林で0.1ヘクタール以上のまとまりのある森林とする。

(交付対象活動)

第5条 交付金の交付の対象となる活動(以下「交付対象活動」という。)は、交付対象森林の下刈り活動とする。

2 前項の活動を行った者は、次に掲げる活動を交付の対象とすることができる。

(1) 森林保全活動 間伐、枝打ち、作業路の築造、植林その他森林を保全する活動をいう。

(2) 木質資源生成活動 薪炭材の生成、間伐材の搬出その他資源として木材を活用する活動をいう。

(3) 森林病虫害対策活動 森林病虫害の防除、枯損木の伐倒その他森林を保全する活動をいう。

(4) 林産物生成活動 キノコのコマ打ち、クラフトアートその他林産物を生成する活動をいう。

(5) 有害鳥獣防除対策活動 野生鳥獣害防除のために必要な活動をいう。

(6) 前各号に掲げるもののほか、森林整備に資する活動

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

(1) 市が交付する補助金等の交付の対象となる事業

(2) 国若しくは県の補助金等を受けた事業又は国若しくは県等の外郭団体から助成金を受けた事業

(3) 分担金及び負担金の支出に限られる事業

(4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業

(5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(交付対象経費)

第6条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象活動の実施に要する経費から次に掲げる経費及び事業収入の額を控除した額とする。

- (1) 団体若しくは施設の運営費又は役員手当
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究に係る委託費
- (4) 食糧費
- (5) 交付対象活動以外に用いる備品の購入費  
（交付金の交付額）

第7条 交付金の交付額は、当該年度に整備する森林面積1ヘクタールあたり20万円以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 当該年度における一団体の交付金の限度額は50万円とする。

3 第1項の規定により既に交付を受けた交付対象森林については、翌年度以降の交付額は1ヘクタール当たり10万円以内とする。

（事業計画書の提出等）

第8条 交付金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、協働のもりづくり交付金事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

（交付申請書の様式等）

第9条 規則第3条に規定する申請書は、協働のもりづくり交付金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、協働のもりづくり交付金事業実施計画書（様式第3号）とする。

（交付金の交付条件）

第10条 次に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施内容、実施箇所及び事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付申請を取下げようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

(3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該帳簿及び証拠書類は、事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(4) 交付対象者は、安全対策について全ての責任を負い、作業にあたっては全ての作業員に対しその傷害を保障する保険に加入させること。

(5) 伐採作業員は、伐木等の業務に係る特別教育を修了したチェーンソー作業員の指導を受け作業を行うこと。

（変更承認申請書等）

第11条 第10条第1号及び第2号に規定する承認申請書は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき 協働のもりづくり交付金事業内容変更承認申請書（様式第4号）

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき 協働のもりづくり交付金事業完了期限延長承認申請書(様式第5号)

(3) 交付申請を取下げようとするとき 協働のもりづくり交付金交付申請取下書(様式第6号)

(実績報告書の様式、提出期限)

第12条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、協働のもりづくり交付金実績報告書(様式第7号)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付金の交付請求)

第13条 交付金の交付を請求しようとするものは、協働のもりづくり交付金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

